

令和4年第3回芳賀町教育委員会会議録

- 1 期 日 令和4年3月15日(火)
- 2 場 所 芳賀町役場大会議室
- 3 開 会 午後1時25分
- 4 出席委員 教 育 長 古壕 秀一
教育長職務代理者 沼能 寿之
委 員 黒崎 厚央
委 員 塩野 由子
委 員 山口 友也
- 5 出席職員 学校教育課長 大根田淳一
生涯学習課長 高津 健司
学校教育課指導主事 高橋 輝秋
学校教育課指導主事 松本 薫
- 6 書 記 学校教育課課長補佐兼係長 野沢 幸代
- 7 議 題
報告第2号 特別支援学校の就学予定者について
議案第5号 教育職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正について
議案第6号 押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する
規則の制定について
議案第7号 押印を求める手続の見直しのための関係要綱の一部を改正する
要綱の制定について
議案第8号 押印を求める手続の見直しのための関係訓令の一部を改正する
訓令の制定について
議案第9号 芳賀町就学援助費交付規則の一部改正について
議案第10号 芳賀町就学援助費交付要綱の一部改正について
議案第11号 芳賀町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
議案第12号 芳賀町地域公民館再建支援補助金交付要綱の廃止について
議案第13号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定について
議案第14号 令和4年度芳賀町小中学校県費負担職員の異動について

8 議事の内容

発言者	内 容
古壕教育長	<p>只今の出席委員は、4人です。 定足数に達しておりますので、これから令和4年第3回芳賀町教育委員会会議を開会します。 会期の決定を行います。会期は本日1日と決定したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>従って会期は、本日1日と決定しました。</p>
	<p>芳賀町教育委員会会議規則第20条の規定により、前回会議録の承認を行います。</p>
	<p>先程、前回会議録署名委員の署名をいただきましたが、これを承認することにご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>従って前回の会議録は、承認されました。</p>
	<p>会議録署名委員の指名を行います。</p>
	<p>会議録署名委員は会議規則第21条の規定により、沼能寿之委員にお願いします。</p>
	<p>それでは教育長事務報告を行います。</p>
	<p><資料に基づき下記の事項について概要報告を行った。></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・芳賀郡市町教育長会議について ・県教育長WEB会議について ・県立高校合格者発表について
古壕教育長	<p>これから議事に入りますが、報告第2号については個人情報が含まれているため、議案第14号につきましては人事に関するものであるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としてよろしいでしょうか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>それでは議事に入ります。</p>
古壕教育長	<p>報告第2号 特別支援学校への就学予定者についての件を議題といたします。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p> </div>
古壕教育長	<p>議案第5号 教育職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正についての件を議題とします。事務局、議案の朗読をお願いします。</p>

発言者	内 容
野沢書記 古壕教育長 大根田課長	<p>(議案朗読)</p> <p>提案理由の説明をお願いします。</p> <p>令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において「すべての行政手続きを対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」とされました。これを受け、国家公務員法第97条の規定に基づく服務の宣誓の実施方法を変更するため、職員の服務の宣誓に関する政令の一部が改正されたことから、教職員の服務に関する条例の一部が3月議会で改正されました。これを受け、規則を改正するものになります。主な改正点は、新たに職員となった者は、これまで対面で署名を行っていましたが、対面を不要とし、署名した宣誓書を任命権者に提出することとなります。現行では学校長は教育長、教職員は校長の面前で署名をすることと規定されていますが、この規定を削除するものです。併せて別記様式の押印が省略となります。</p>
古壕教育長 黒崎委員	<p>ご質問はありますか。</p> <p>服務の宣誓を行った教職員の所属する学校の長は、教育委員会に報告しなければならないとありますが、学校長の分も含めて報告するのですか。</p>
古壕教育長	<p>含めます。</p> <p>公務員は宣誓をしてからでない執務してはならないという規定があります。そのために宣誓が必要となります。宣誓は地域住民に対して行うものです。教職員の宣誓は校長が地域住民の代表として受けます。校長の宣誓は教育長が地域住民の代表として受けます。したがって市町間の異動時に宣誓が必要となります。</p>
委員全員 古壕教育長	<p>他に質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、議案第5号 教育職員の服務の宣誓に関する規則の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員全員 古壕教育長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>従って、議案第5号 教育職員の服務の宣誓に関する規則の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第6号から第8号までは押印省略に関する例規の改正です。改正趣旨が同様のため、一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員全員 古壕教育長 野沢書記	<p>異議なし。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p> <p>(議案朗読)</p>

発言者	内 容
古壕教育長	<p>それでは議案第6号から第8号までの提案理由の説明をお願いします。</p>
大根田課長	<p>議案第5号と同様の閣議決定を受け、町の押印を求める手続きの見直しに関する規則、要綱、訓令の一部を改正するものです。主な改正点は、押印を廃止するものとなります。</p>
古壕教育長 委員全員	<p>質疑がありましたらお願いします。 (質問なし)</p>
古壕教育長	<p>それでは、議案第6号 押印を求める手続きの見直しのための関係規則の一部を改正する規則の制定についての件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p>
古壕教育長	<p>続きまして議案第7号 押印を求める手続きの見直しのための関係要綱の一部を改正する要綱の制定についての件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。</p>
古壕教育長	<p>続きまして議案第8号 押印を求める手続きの見直しのための関係訓令の一部を改正する訓令の制定についての件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。 従って、議案第8号は、原案のとおり可決されました。</p>
古壕教育長	<p>議案第9号から第11号までは、就学援助費等に通信費を加えるもので改正趣旨が同様のため、一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長 野沢書記	<p>事務局、議案の朗読をお願いします。 (議案朗読)</p>
古壕教育長 大根田課長	<p>提案理由の説明をお願いします。 今後想定される端末を利用した家庭学習に対応するため、オンライン通信費の一部を就学援助費、就学奨励費等に追加して交付できるように国の基準が改正されました。これに準じ町の規則及び要綱を改正するものです。具体的には、オンライン学習通信費を支給項目に追加するとともに、関係様式の一部を変更するものです。</p>
古壕教育長	<p>質疑があればお受けします。</p>
委員全員	<p>(質疑なし)</p>
古壕教育長	<p>それでは、議案第9号 芳賀町就学援助費交付規則の一部改正に</p>

発言者	内 容
委員全員 古壕教育長	<p>ついでに議案第9号 芳賀町就学援助費交付規則の一部改正についての件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>従って、議案第9号 芳賀町就学援助費交付規則の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第10号 芳賀町就学援助費交付要綱の一部改正についての件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員全員 古壕教育長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>従って、議案第10号 芳賀町就学援助費交付要綱の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第11号 芳賀町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正についての件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員全員 古壕教育長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>従って、議案第11号 芳賀町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正についての件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第12号 芳賀町地域公民館再建支援補助金交付要綱の廃止についての件を議題とします。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>
野沢書記 古壕教育長 高津課長	<p>(議案朗読)</p> <p>提案理由の説明をお願いします。</p> <p>地域公民館再建支援補助金については、東日本大震災に伴う公民館の再建費用を補助するもので、その補助期限が平成26年で終了していたことから、要綱を廃止するものです。</p> <p>委員の皆様から質疑がありましたら、お受けします。</p>
古壕教育長 委員全員 古壕教育長	<p>(質疑なし)</p> <p>議案第12号 芳賀町地域公民館再建支援補助金交付要綱の廃止についての件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>従って、議案第12号 芳賀町地域公民館再建支援補助金交付要綱の廃止についての件は、原案のとおり可決されました。</p>
委員全員 古壕教育長	<p>続きまして議案第13号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定についての件を議題とします。</p> <p>事務局、議案の朗読をお願いします。</p>

発言者	内 容
野沢書記 古壕教育長 高津課長	<p>(議案朗読)</p> <p>提案理由の説明をお願いします。</p> <p>生涯学習施設使用料の減免については、各施設の条例及び条例施行規則により規定されています。使用料を全額免除する条件としては、町及び町の機関または直接これに関係する団体が使用するときです。例えば芳賀町学校運営協議会の会議を開催するとき、芳賀中学校PTAが活動するときなどが該当します。町社会教育団体、町社会福祉団体等については、芳賀町生き生き生涯学習友の会や町文化協会の加盟団体が対象となり、さらに公共の福祉に資する活動を行っていただくことが条件となります。町内の各種団体等が公共の福祉のために使用、ボランティア活動などの報告があったもの、その他教育委員会が特に必要と認めたとき、このような場合に全額免除するように規定されています。使用料を2分の1減免するものについては、町内各種団体が公共の福祉のために使用、その他教育委員会が特に必要と認めたときが条件となっています。令和4年度に向けてそれぞれの施設において減免申請が出されたものは、お手元の資料のとおりです。</p> <p>委員の皆様方にご審議いただきたい団体について、別紙に基づきご説明します。</p> <p><資料に基づき説明></p>
古壕教育長	<p>それでは説明のあった団体について、一括して質問をお受けします。</p>
塩野委員	<p>公共の福祉に資する活動を行わない団体は、減免の対象にはならないのでしょうか。</p>
高津課長	<p>公共の福祉に資する活動を行っていただくように指導をしていきます。</p>
山口委員	<p>使用料はいくらですか。</p>
高津課長	<p>施設により異なりますが、1時間600円から700円の施設もありますし、半日で600円の施設もあります。</p>
古壕教育長	<p>それでは議案第13号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定についての件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
古壕教育長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>従って、議案第13号 生涯学習施設利用団体等の使用料減免認定についての件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第14号 令和4年度芳賀町小中学校県費負担職員の異動についての件を議題とします</p>
	<p>この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開</p>

発言者	内 容
古壕教育長	以上をもちまして、本日の教育委員会を閉じたいと思います。 次回は、4月14日午後1時30分、大会議室です。

9 閉 会